

1 議 事 日 程

[平成30年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成30年12月 5 日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第89号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

日程第2 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	神 武 綾 議員
委員	長谷川 公 成 議員	委員	原 田 久美子 議員
〃	徳 永 洋 介 議員	〃	柳 原 莊一郎 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石 田 宏 二	教育部長	緒 方 扶 美
総務部理事	原 口 信 行	教育部理事	江 口 尋 信
議会事務局長	阿 部 宏 亮	総務課長併 選管書記長	田 中 縁
社会教育課長	中 山 和 彦	経営企画課長	高 原 清
学校教育課長	吉 開 恭 一	文書情報課長	平 田 良 富
文化財課長	城 戸 康 利	管財課長	柴 田 義 則
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百 田 繁 俊	防災安全課長	齋 藤 実 貴 男
文化学習課参事	武 島 文 緒	地域コミュニティ課長	藤 井 泰 人
スポーツ課長	安 恒 洋 一	監査委員事務局長	福 嶋 浩
会計課長	小 島 俊 治	議事課長	花 田 善 祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 岡 本 和 大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第89号 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」補足説明をさせていただきます。

資料は、議案書42ページから44ページでございます。

太宰府市内に設置されている9つの太宰府市立共同利用施設であります。都府楼、水城、長浦台、青葉台、大佐野台、向佐野、国分、通古賀、吉松の各共同利用施設につきましては、現在、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、各施設が所在する行政区の各自治会を指定管理者として指定を行っているところですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの向こう5年間につきましても、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による、公募によらない候補者の選定により、当該自治会を指定管理者として指定するものであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） よくわからないので教えていただきたいんですけども、この共同利用施設というのは航空機騒音で日常生活を阻害されている地域で、そういう部分での共同利用施設ということでもいいんですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） ご指摘のとおりでございます。

太宰府市立共同利用施設設置条例というものがございまして、その中で規定されておしま

す。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） ということは、何らかの補助金がおりにいるんですか。それは法的なものなのか、大体具体的にどれぐらい。最初の補助金がおりにて、共同利用施設に年度ごとに何らかの補助金があるのか具体的に教えていただければ。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 設置に当たっての補助金が措置されております。具体的な額とか率につきましては、ここではお答えできませんが、設置に当たっての補助金がございます、それ以降の年々の利用に対しての補助は特段ございません。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） いや、騒音というか、近ごろ飛行機の騒音が前に比べるとかなり民家としても大きくなっているような。それで、福岡空港のほうもだんだん整備されて一段と増えてはくると思うんですけども、それは自治体として要求ができるんですか、そういう、今後。

これちょっと話が変わってきましたね。

○委員長（門田直樹委員） ちょっと内容がね。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、じゃあいいです、またで。

じゃあ、別件でもう一つ。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 地方自治法の第244条の中の第9項で、前項の場合における利用料金は公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならないとなっていますけれども、使用料金の公民館ごとの差があるんじゃないかなあと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 各地区の公民館につきましては、自治会のほうで決定していただくこととなりますが、共同利用施設に限って言えば、先ほど申しました共同利用施設設置条例の中に使用料というのを条例で金額は定めておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 5番目の太宰府市立大佐野台共同利用施設の件なんですけれども、この2年前ぐらいまで私が把握しているところでは、大佐野共同利用施設ということで私間違つて大佐野公民館のほうに行ってしまったことがあったんです。その名義変更とかそういうふうな台を入れるということは、ここはいつからこういうふうになつたんですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 大佐野共同利用施設の名称につきましては、前回の9月定例会のほうで条例改正案を出させていただきまして、その後可決されまして、10月1日施行によりまして現在大佐野台共同利用施設と名称が変わっているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） それで、平成30年のときは今年の9月でしょう。その前のときまでは台がなかったわけですよね。大佐野共同利用施設ということでされてきましたよね。

○委員長（門田直樹委員） まあ、ええ。

○委員（原田久美子委員） わかりました。9月で変わったということでわかりました。済みません、私の勉強不足です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 指定管理の決定についてなんですけれども、今回共同利用施設については公募によらない候補者の選定ということで、ほかの施設でもさまざま公募によらないところであるんですけれども、この公募によらない選定については、施設の性格とか規模とか設置目的に沿った効果的な管理運営を行うため、地域の活力等を管理運営に生かすことが必要と判断する場合はというような文があつて、第2項目には選定しようとする団体と協議をして、申請するときに事業計画書とか収支計画書とか書類を提出するというふうになっているんですけれども、その点はそれぞれの自治会が指定管理者になるんですけれども、そういうことはされているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 共同利用施設の指定管理につきましては、自治法改正による指定管理者制度が導入されて以来、各自治会にとということでこれまで継続して行つておるところでございます。

利用につきましても、ほぼ当該自治会内の住民の皆さん方の利用に限られるというようなことも考えられますし、また公募にする場合の指定管理を希望されるような事業所が果たしてあるかどうかというようなこともございますので、これまでの経過としまして公募によらないという方法で自治会のほうに指定をしてきたという経過がございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

済みません、私から1点。

恐らくは、恐らくで言うたらいかんかもしれんけれども、総会資料を上げるぐらいのことしか自治会としてはようできないと思うんですけれども、それで指定管理者との間にいろいろな契約であるとか仕様書であるとかあると思うんですが、その中でスポーツ公園なんかでいったら、例えば穴がほげとって足を痛めたから、その治療費と休業補償とかという話で、じゃあどっちがどうか、保険掛けておるのか掛けていないのか、そこぞこさまざまと思うんです。自治会はいわゆる自治会保険というものはあるんだけど、それを使うようなことになるのか。

何が言いたいかという、建物に瑕疵がある場合に来館者が何かしらの被害を被って問題になったときの責任関係です。身近なところでそういうこと、あるいは大きな火事になったときにはどうなのかとかという、その辺の責任に関することは明文化されているのか確認させてください。

文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 自治会との間には、指定管理に際しまして協定書を締結するわけでございますけれども、そのような建物に原因するところの事故とか、そういったようなところまでの規定は設けてはございません。ただ、施設の性格上、太宰府市立の施設ということでございますれば、万一施設の設計とかに、欠陥とかに起因するところの事故が発生した場合は、責任としましては太宰府市のほうが負うことになるであろうかとは思いますが。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第89号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第91号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について**

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第91号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

2款1項10目職員管理費について説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（田中 縁） おはようございます。

2款1項10目人事管理費、9節旅費の補正額28万円についてご説明申し上げます。

平成30年度から、嘱託職員で通勤距離2km以上の方に対しまして、通勤手当相当分として月額2,000円を支給しております。この中で嘱託職員さんの入れかわり等に伴いまして、当初予算の見込み時よりも支給対象となる人数が増えましたことから、今回増額をお願いしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、補正予算書22ページ、23ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理運営費及び10款3項1目中学校管理運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 10款2項1目、細目150小学校管理運営費の補正額955万1,000円の内訳についてご説明申し上げます。

11節需用費の補正額857万円のうち消耗品費409万9,000円は、机や椅子、給食用食器など、破損により廃棄いたします消耗品を補充するための買い替え費用を計上いたしております。また、光熱水費447万1,000円は、電気料、上下水道料、ガス代など光熱水費全体の使用料が伸びており、中でも今年の夏の猛暑により、教室に設置しておりますエアコンのガス代が前年比で20%以上増加しておりますことから、年度末までの使用料の不足見込み額を計上いたしております。

ます。18節備品購入費の補正額98万1,000円は、学級増となります水城小学校の教室及び職員室用備品並びに給食関係備品などの購入費を計上いたしております。

続きまして、10款3項1目、細目150中学校管理運営費の補正額271万2,000円につきましてご説明申し上げます。

11節需用費の補正額82万3,000円は、小学校と同様の理由により机や椅子を補充するため、買いかえ費用を計上いたしております。18節備品購入費の補正額18万9,000円は、学級増となります学業院中学校の教室用備品の購入費を計上しております。19節負担金補助及び交付金の補正額170万円は、部活動の大会参加補助金を追加計上いたしております。中学校の部活動につきましては、筑前地区大会以上の大会に出場する場合、生徒及び引率教員の交通費や宿泊費を補助しております。本年度は各中学校とも夏の大会で健闘され、筑前地区や県大会だけでなく、九州地区大会や全国大会にも出場する部があり、既に当初予算の大部分を執行しておりますことから、今後の新人戦での支出等を勘案いたしまして不足見込み額を補正するものでございます。

学校教育課所管分の説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません、学級増についてもうちちょっと詳しく説明していただきたい。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 今回補正予算を上げておりますのは、水城小学校の普通教室の1クラス分の教室が増えるということと、それと中学校費のほうでも学業院中学校のほうが普通教室といたしますか通常学級です。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 来年度ですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 来年度です。来年度4月に用意しておかなくては行けませんので、そのための予算でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございせんか。

○委員（徳永洋介委員） もう一点、済みません。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 先ほどの説明で、筑前大会以上には補助金、九州大会とか全国でなくて筑前大会以上にも前から出しているんですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） おっしゃるとおり筑前地区大会以上は出しております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。進んでいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、10款2項1目小学校施設整備費及び10款3項1目中学校施設整備費について説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 補正予算書23ページ、24ページをごらんください。

10款2項1目、151細目小学校施設整備費、15節工事請負費1,150万円についてご説明申し上げます。

まず、校舎等補修工事600万円につきましては、小学校施設の老朽化などに伴います補修工事費の増額補正でございます。

内容といたしましては、夏休みに行っております営繕工事や校舎の補修、タイル補修など建物の経年劣化に伴い補修工事が年々増加しており、今年度の予算不足が見込まれるため今回計上させていただくものです。

次に、校舎等改造工事550万円につきましては、平成31年度児童推計10月1日調査に基づいた平成31年度の学級数増加対策として、水城小学校の普通学級及び特別支援学級教室の改造並びに国分小学校通級学級の増設を行う必要があるため、予算計上させていただくものです。

あわせて関連がございますので、10款3項1目、151細目中学校施設整備費、15節工事請負費1,150万円の増額についてあわせてご説明申し上げます。

先ほどご説明いたしました小学校施設整備費の増額補正に対する財源といたしまして、本年度予算計上しております中学校施設整備費における校舎等改造工事費の執行残額を補填財源としまして、小学校施設整備費へ予算を組み替えさせていただくための減額補正を計上するものです。

説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 校舎等補修工事なんですけれども、営繕工事で増額ということでしたけれども、これはどこになりますか。どこかなのか、全校一律に平均的に予算を配分するのかというところをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 補修工事の今後の予測ですけれども、特に経年劣化に伴う補修工事は年々増えておるということで、具体的な例で言いますと、水城小学校の校舎の一部について



給水管仮設工事を冬休みに予定しております。一応そういう内容になります。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） それと、校舎等改造工事なんですけれども、児童数の増によってクラスを増やすということなんですけれども、水城小学校は1クラス増やすということでしたが、済みません、説明がよくわからなかったんですけれども、普通教室と支援学級の工事は、支援学級を分けて1クラスつくるという方法なのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 普通教室の増設につきましては、やはり前から言っていますように水城小学校が教室が余裕がありませんので、学校のほうと協議させていただきまして、音楽準備室と倉庫の部分を合わせまして改修工事を普通教室のほうに改修をするということで、その中には空調の設置とかそういうものが含まれた工事になります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） 済みません、ちょっと1点。通級クラスが増ということで、その分そのための駐車場スペースも増えるのか聞かせてください。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 通級が増えることによる駐車スペースということですか。

○委員長（門田直樹委員） 今、例えば国分小は2つあるんですよね。2つあるというか、そこはそういうふうに充てられているんですよね、通常コーンが置かれて。それがもっと増えるのか。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 駐車場につきましては、特段今回の工事に伴っての増設というのは考えておりません。

○委員長（門田直樹委員） もう一つ、駐車場ですけれども、職員は車で来る人もおるから当然必要だと思うんです。それに対して学校側が、職員から月々何千円とかという駐車料というのを徴収して、ここはあなたの場所よという決め方というのは実際やっておられるんですか。

教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 駐車料金は取っております。場所については、ほとんどの学校でよく出張する例えば学校長とか教頭とか、それから校務員さんの場所等は決めていますけれども、あとはここは誰というのは余りそこまで厳密には決めていないと思います。

○委員長（門田直樹委員） というのは、学校の行事もあろうけれども、PTAとかいろいろなものがかかわった行事があると。そういうときに、例えば夏の草刈りなんかボランティアがみんな草刈り機なんかというのは車で持ち込んどどうしようもないですから、担いでくるわけにはいかんから、そういうふうに車を持ち込むと。1回その教職員さんと、ここは私がお金払

っているんだということでトラブルになっているんです。ほんで、ちょっとおかしいと。ここは市の土地だろうと。誰の権限でいったらどうやってお金取って、あんたにどんなあれがとほ言ったか言わんか知りませんが、少しなつとるんです。だから、今お答え聞くと、取ることはそれが何かの運営費に使われるんであろう、それがいいかどうかはわかりません。これとは違ってくる話だから置いとって。ただ、少し移動が緩やかに、ここは私の場所だとかということはないということでよろしいわけですね。

教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 少なくとも私が各学校を回ったりとか自分の経験で言うと、ここが私の場所というのはないんですけれども、大体教員というのは同じ時間に毎日来るんです。だから、大体この場所に誰がとめるというのは何となく決まってくるというような状況はあります。だから、基本的に何番が誰というような決め方をしているというところは学校としてはあまり多くはないと思います。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。言っておるのは、そこにとめておったらここは私の場所だから何とめてんのということを知りたいんです。例えば我々議会も、一応看板がついた議員駐車場ってありますけれども、あれは市民の皆さんがあいていたらいつでも使っていただくという前提で我々も使っております。

ほかにございませんか。

柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 小学校の施設整備の件で1点だけお願いします。

水城小学校の給水管の補修をするということでしたけれども、これは外部に配管するような、どういう施工方法になりますか。わかりますか。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） わかる範囲で済みません。ちょっと水が濁ったりしているものから、そういうことで高架水槽のほうから仮配管という形になろうかと思っておりますので、ただやはり今の建物の中に施工するとしたら外配管ということになろうかと思っております。

柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 外部に配管するとなると冬場の凍結が心配なんです。冬休み期間中に施工ということなので、2月ごろの寒冷期に使用になると思うので、可能な範囲で寒冷防止、破裂防止か何かされたほうがいいのかないかなというふうに思いますので、それは意見としてお願いします。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 水城小学校、学業院中学校、大体毎年いろいろ老朽化とかクラス増とか出てきているような感じを受けるんです。今後、大体何年間ぐらいまだ水城小学校、学業院

中学校は人口が増えて、児童・生徒数が増えていって、最大何クラスぐらいまでいくのか、ずっと先のことを計算するべきです。毎年毎年補正予算でクラス増とか老朽化に対応している。例えばこれは勝手な意見なんですけれども、小・中学校統一化して7階建てぐらいを建てるとか、そういうふうな大英断していかんと毎年毎年この案件が来て補正予算って、例えば工事中とかになると児童・生徒も戸惑いますから、長期的な考え方を今後示していかんと大変じゃないかなと思うんです。どんな感じでお考えがあるのかお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） ありがとうございます。

言われますように、やっぱり長期的な展望を持ってしていかないといけないということで、9月補正に基本構想というのを outsizing させていただいております。その中では、基本的には全校の部分も見ながらやっていくということなんですけれども、特に水城小、学業院中につきましては、ご指摘のような内容もありますので、そのへんを長期的に見ながらどういうふうに改修していったらいいか、そこをあわせて最終的には決断していただくような形になるのではと思っています。

やはり水城小は私ども学校教育課、管財課、社会教育課でいろいろ協議しているんですけれども、今後まだまだ微増ではありますけれども増えていくということではなかなか減らないという部分がありますので、そこは重々わかったところで今後計画の中で、構想の中で考えていきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） じゃあ、進みます。

次に、10款5項2目スポーツ施設管理運営費について説明をお願いします。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 25ページ、5項保健体育費、2目施設管理運営費、13節委託料、細目130スポーツ施設管理委託料の施設管理委託料57万3,000円についてご説明を申し上げます。

これは、北谷運動公園管理棟の白アリ防駆除の委託料でございます。今年8月に指定管理者から、管理棟に白アリが発生している旨の連絡がありました。平成31年度当初予算の施設改修工事費に計上すべく、管財課と協議や現地確認を進める中、補正予算による早期対応が望ましいとアドバイスがあり、12月補正にて計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、11款1項1目災害復旧関係費、文化財施設について説明をお願

いします。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 11款1項1目文化財施設災害復旧費、細目990について説明をいたします。

増額1,140万1,000円でございます。7月6日台風7号と、それから梅雨前線に伴いまして大雨が降りました。それによって水城跡の国分側の一番御笠川に近いところの水城本体ののり面が4カ所崩落しております。これの災害復旧ということでございます。この共済費、賃金、報償費、需用費、それから飛びまして使用料及び賃借料、原材料費につきましては、これは全て事前の復旧する前の発掘調査についての費用でございます。それから、13節の委託料ですが、工事設計監理等委託料、これは災害復旧工事の設計監理の委託料です。それから、15節の工事請負費842万6,000円、これが災害復旧の工事本体の部分でございます。

それから関連いたしますので、歳入のほうも一緒に説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。

真ん中ちょっと下の14款2項5目の教育費国庫補助金でございます。これについては、735万円を史跡等保存整備費補助金災害復旧分10分の7、70%の補助金を国からいただきます。

それから、12ページ、13ページをおあげください。

15款2項6目教育費県補助金でございますが、これは同じく10分の1.2、126万円を福岡県からいただくということで歳入が入ります。

さらに、5ページをおあげください。

繰越明許費補正のところでございます。12月補正をしまして、発掘調査をして、それから設計をして工事という順番で進むわけなんですけれども、どうしても工事本体は今年度では終わらないということを判断されますので、この分の工事の監理と、それから工事本体、この分についての繰越明許をお願いするものでございます。

文化財の災害復旧費についての説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 工事請負費の842万6,000円なんですけれども、国庫補助金と県の補助金がつくということですか。これで合わせて861万円。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 補助金全体は861万円です。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） これは、この補助金が工事請負費と何かにかかるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

- 文化財課長（城戸康利） 工事請負費と実施設計の設計監理等委託料に使われます。13節です。  
委託料と15節の工事請負費ということ。それから、一部消耗品が補助対象となっております。  
あと、ほとんど発掘調査の費用も補助対象になる分とまらない分あるんですが、7節の賃金とかはなります。4節の共済費は対象とならないとかという細かいところはあります。
- 委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。
- 副委員長（神武 綾委員） 国の補助金と県の補助金というのは、この文化財が災害に遭ったときには、この補助率というのは一定変わらないということによろしいんですか。
- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。
- 文化財課長（城戸康利） 災害復旧に関しては変わりません。通常ですと50%なんですけれども、70%まで引き上げるということになっています。
- 委員長（門田直樹委員） いいですか。
- 副委員長（神武 綾委員） はい、よろしいです。
- 委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。  
柳原委員。
- 委員（柳原荘一郎委員） お尋ねします。  
のり面が崩れたということなんですけれども、復旧は原状回復になるんですか。何か特別な方法でするのでしょうか。
- 委員長（門田直樹委員） 文化財課長。
- 文化財課長（城戸康利） 災害復旧ですんで、原状に戻すところまでということになります。
- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（門田直樹委員） 次に、補正予算書26ページ、27ページをお開きください。  
11款5項1目災害復旧関係費、その他施設等について説明をお願いします。  
防災安全課長。
- 防災安全課長（齋藤実貴男） 細目990災害復旧関係費、その他施設等につきましてご説明申し上げます。  
計上しております委託料2,376万円、工事請負費8,930万3,000円につきましては、平成30年7月豪雨の復旧関係予算です。その予算のうち、災害関連地域防災崖崩れ対策事業に関する測量等の調査及び分筆登記書類作成委託料として2,376万円と工事費8,730万3,000円を計上しております。  
災害関連地域防災崖崩れ対策事業は、平成30年7月豪雨が激甚災害指定を受けたことで要件を満たす民有地に対して復旧事業を行うことができ、当初太宰府市内で6カ所の要望をしておりましたが、2カ所については崖の傾斜や事業費の要件を満たさないということで、最終的に4カ所を申請しております。現在、国が申請書などの審査をしている段階です。  
この事業に対しましては、事業費の50%が国から、40%が県から補助されることになってお

ります。その補助金の予算も計上しております。

予算書10ページ、11ページをごらんください。

中段から下段にかけての災害関連地域防災崖崩れ対策事業費補助金5,553万1,000円が国の補助金、続きまして予算書12ページ、13ページをごらんください。

こちらも中段から下段にかけての災害関連地域防災崖崩れ対策事業費補助金4,442万5,000円が県の補助金として計上させていただいております。

恐れ入ります、予算書26ページ、27ページにお戻り、ごらんください。

工事請負費のうち200万円につきましては、流木や土砂の撤去のための工事費として計上させていただいております。7月の豪雨災害で三条二丁目の家屋の全壊被害が1件ありました。その下流の民有地及び市の土地に、現在流木や土砂が堆積しておりますので、今後の豪雨によっては流れ出るおそれがありますので、危険物の除去のため予算を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、12款1項1目公債償還元金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 12款1項1目、細目330公債償還元金、23節償還元金、利子及び割引料の2億円についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、今後の市債の借り入れの状況なども勘案いたしまして、今回2億円を目途に市債の一部繰上償還をするために増額の補正をお願いするものでございます。関連する歳入といたしまして、補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

18款1項1目7節減債基金繰入金2億円、こちらをこの財源とすることとしております。

なお、この繰上償還をする結果で、平成30年度末の減債基金の残高といたしましては、予算ベースで9,853万680円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 18款1項1目6節財政調整資金繰入金2億3,873万8,000円について

ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、今回の12月の補正財源調整といたしまして財政調整資金を充てるものでございます。

なお、平成30年度末の財政調整資金残高といたしましては、予算ベースで29億491万5,000円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

第2表の繰越明許費補正の当委員会所管分については先ほどご説明がありました。

続いて、第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

まず、起債管理システム関係費について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 第3表債務負担行為補正のうち、1行目です。起債管理システム関係費、こちらについてご説明申し上げます。

このことにつきましては、現在経営企画課財政係で使用しております起債管理のためのシステムが本年度末で契約切れとなることから、新たに契約をするものでございます。本年度中に業者を決定いたしまして、4月1日からの運用に備えるように予定をしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、複合機賃借料から変更分の給食調理業務委託料まで含めました7項目について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 第3表債務負担行為補正のうち、学校教育課所管分についてご説明申し上げます。

上から4行目、複合機賃借料（各小学校）の補正額120万7,000円と5行目、複合機賃借料（各中学校）の補正額48万3,000円は関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

小・中学校の複写機、印刷機、ファクス等を兼用する複合機につきましては、現在平成28年度から平成32年度までの賃借契約をしております。この契約では、学校ごとに印刷枚数の制限を設けておりますが、学校現場から児童・生徒へ配布する文書が増加しているため制限枚数を増やしてほしいという要望があり、これに対応するため平成31年度以降の限度額を追加計上す

るものでございます。

次に、6行目、ICT支援業務委託料の補正額6,890万4,000円についてご説明申し上げます。

これは、学校におけるICT環境の整備とともに、教職員のスキルアップも重要となりますことからICT支援員を配置し、教職員の研修、教材選定などの指導案の作成の補助、その他の授業支援などに加えて、教員で組織いたしますICT活用委員会に参画し、専門的な見地からICT教育の推進に関しての指導、助言を行わせるための経費でございます。本年度から業者選定に着手するため、債務負担行為の期間を平成30年度から平成35年度までとして、平成31年6月以降の4年10カ月分の委託料として6,890万4,000円を計上しております。

次に、7行目、小学校学校用務員業務委託料の補正額5,482万2,000円と8行目、中学校学校用務員業務委託料の補正額2,741万1,000円は関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

学校用務員につきましては、正職員及び再任用職員が配置されていない小学校6校及び中学校3校を業務委託契約により配置しておりますが、現在の契約の期間が平成31年3月末までとなっております。このため、平成31年4月から新たに3カ年の契約を締結するに当たり平成30年度中に次の契約締結が必要であり、そのために債務負担行為の追加計上を行うものでございます。

次に、9行目、小学校職員室用ネットワークプリンタ賃借料の補正額1,562万3,000円についてご説明申し上げます。

これは、本年6月の定例議会で議決をいただきました小学校教職員用パソコンの入れかえにあわせて、職員室で使用いたしますネットワークプリンタを入れかえるための賃借料を計上するものでございます。本年度中に業者の選定を行うために、債務負担行為の期間を平成30年度から平成35年度までとしております。

続きまして、変更分の給食調理業務委託料に関する債務負担行為限度額の増額補正についてご説明申し上げます。

小学校給食の調理業務につきましては、現在、太宰府東小学校以外の6校について業務委託をしております。現在の契約が平成31年3月末で切れるため、次年度以降の委託料について本年度当初予算にて債務負担行為を計上しておりましたが、昨今の賃金の上昇により、当初予算で計上いたしました限度額では予算不足となる見込みであるため1,687万8,000円を増額し、限度額を2億8,452万9,000円から3億140万7,000円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

済みません、2点。



I C T支援業務委託料約6,900万円ぐらいですが、これは先ほどのご説明の中で、進め方に対するコンサル的な指導みたいなことですかで、余りなれていない教職員さんたちもおられるだろうから、そういったものへの指導というところまではわかったんですけども、これ金額が大きいんですけども、生徒に対する直接の人員派遣と指導ということも入っているんでしょうか。まず1点。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 先ほども申しあげましたように、まずは教職員に対する研修というのを徹底する必要があるのかなあと。機器を導入しましても、それをきちんと使いこなせないということでは困りますんで、そのあたりの研修をまず取り組んでいただこうかと思っております。

それから、I C Tを活用したいろいろな授業づくりというのをこれから進めていただくわけですけども、教材の選定ですとか、そういう指導案の作成についても一部かかわっていただきたいというふうに考えておりますので、そのあたりの指導、助言といったものも考えております。

それから、先ほどおっしゃいました子どもへの直接の指導ということなんですけれども、今確定しております予算では、パソコン教室のパソコンの入れかえを今年の予算でご承認いただいております。だから、新年度の予算にI C T関係の予算計上を今要求しております。そういったものを使っての授業の補助といいますか、そういったところにかかわっていただくということで、あくまでも授業そのものは教員の方がしていただくということになりますんで、それをサポートするような、そういう位置づけとして考えております。

○委員長（門田直樹委員） もう一点、ネットワークプリンターは、これ総台数は何台でしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 済みません、今手元に細かい資料がありませんので、基本的には職員室に置くもので、1台ずつであったかと思っております。その分は確認をさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） じゃあ、よろしいでしょうか。

進みます。

以上で債務負担行為補正の説明を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって、議案第91号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時49分〉

○委員長(門田直樹委員) 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成31年2月15日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹